

PayPay カード（PayPay 決済用）会員規約

旧	新
第 2 条（本会員）	第 2 条（本会員）
<p>4. 本会員は、家族会員向けの PayPay カード（PayPay 決済用）及び家族会員用に発行した PayPay カード（以下、総称して「家族カード」といいます。）又は会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード又は会員番号を利用したことにより生じる全ての責任（家族会員以外の第三者が家族カード又は会員番号を不正利用等した場合の責任を含む。）を負うものとし、家族カードの利用分は第 16 条第 4 項に定める「利用明細」を確認するものとします。また家族会員は、当社が本会員に家族カードの利用内容・利用状況等を通知することをあらかじめ承諾するものとし、本会員は、家族会員が本会員と家族会員同一の利用可能額及び利用残高の確認ができることをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>4. 本会員は、家族会員向けの PayPay カード（PayPay 決済用）及び家族会員用に発行した PayPay カード（以下、総称して「家族カード」といいます。）又は会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード又は会員番号を利用したことにより生じる全ての責任（家族会員以外の第三者が家族カード又は会員番号を不正利用等した場合の責任を含む。）を負うものとし、家族カードの利用分は第 16 条第 4 項に定める「請求明細」を確認するものとします。また家族会員は、当社が本会員に家族カードの利用内容・利用状況等を通知することをあらかじめ承諾するものとし、本会員は、家族会員が本会員と家族会員同一の利用可能額及び利用残高の確認ができることをあらかじめ承諾するものとします。</p>
第 16 条（支払方法）	第 16 条（支払方法）
<p>4. 当社は、本会員に対し、本サービスの利用の有無にかかわらず、毎月の本サービスの利用による支払金等の明細（以下、「利用明細」といいます。）及び残高並びに当月の請求予定金額を原則支払月の当月 12 日頃に、会員メニュー内等で表示し、本会員にその旨を PayPay アプリ上又は会員メニュー内等で通知します。本会員は、速やかに当該利用明細の内容を確認するものとします。当社が表示した後 1 週間以内に本会員からの申し出がない限り、利用明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、本会員の届出住所へ明細書（利用明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、本会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後 1 週間以内に本会員からの申し出がない限り、当社は、本会員が明細書の内容について承認されたものとして第 1 項の口座振替等を行います。</p>	<p>4. 当社は、本会員に対し、本サービスの利用の有無にかかわらず、毎月の本サービスの利用による支払金等の明細（以下、「請求明細」といいます。）及び残高並びに当月の請求予定金額を原則支払月の当月 12 日頃に、会員メニュー内等で表示し、本会員にその旨を PayPay アプリ上又は会員メニュー内等で通知します。本会員は、速やかに当該請求明細の内容を確認するものとします。当社が表示した後 1 週間以内に本会員からの申し出がない限り、請求明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、本会員の届出住所へ明細書（請求明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、本会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後 1 週間以内に本会員からの申し出がない限り、当社は、本会員が明細書の内容について承認されたものとして第 1 項の口座振替等を行います。</p>
<p>5. 当社は、本会員から前項の利用明細又は明細書について申し出を受けた場合には、速やかに申し出の内容を調査するものとします。本会員は、調査に時間がかかる等の事由により当月の請求金額が調整で</p>	<p>5. 当社は、本会員から前項の請求明細又は明細書について申し出を受けた場合には、速やかに申し出の内容を調査するものとします。本会員は、調査に時間がかかる等の事由により当月の請求金額が調整で</p>

きない場合、口座振替等が利用明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることにあらかじめ承諾するものとします。	きない場合、口座振替等が請求明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることにあらかじめ承諾するものとします。
2023年10月26日	2024年2月29日

PayPay カード会員規約

旧	新
<p>5. 本会員は、当社が家族会員用に発行した本カード（PayPay カード（PayPay 決済）（家族会員が QR コード等を提示等してクレジット決済を行うことができるサービスをいいます。））を含み、以下総称して「家族カード」といいます。）又は会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、各サービス規約（次条に定義）及び PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（PayPay カード会員用）に基づき、家族会員が家族カード又は会員番号を利用したことにより生じる全ての責任（家族会員以外の第三者が家族カード又は会員番号を不正利用等した場合の責任も含む。）を負うものとし、家族カードの利用分は第 15 条第 3 項に定める「利用明細」を確認するものとします。また家族会員は、当社が本会員に家族カードの利用内容・利用状況等を通知することをあらかじめ承諾するものとし、本会員は、家族会員が本会員と家族会員同一の利用可能額及び利用残高の確認ができることをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>5. 本会員は、当社が家族会員用に発行した本カード（PayPay カード（PayPay 決済）（家族会員が QR コード等を提示等してクレジット決済を行うことができるサービスをいいます。））を含み、以下総称して「家族カード」といいます。）又は会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、各サービス規約（次条に定義）及び PayPay カード（PayPay 決済用）会員特約（PayPay カード会員用）に基づき、家族会員が家族カード又は会員番号を利用したことにより生じる全ての責任（家族会員以外の第三者が家族カード又は会員番号を不正利用等した場合の責任も含む。）を負うものとし、家族カードの利用分は第 15 条第 3 項に定める「請求明細」を確認するものとします。また家族会員は、当社が本会員に家族カードの利用内容・利用状況等を通知することをあらかじめ承諾するものとし、本会員は、家族会員が本会員と家族会員同一の利用可能額及び利用残高の確認ができることをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>3. 当社は、本会員に対し、カード利用の有無にかかわらず、毎月のカード利用による支払金等の明細（以下「利用明細」といいます。）及び残高並びに当月の請求予定金額を原則支払月の当月 12 日頃に会員サイト上で表示し、本会員にその旨を本会員のメールアドレスへ通知します。本会員は、速やかに当該カードの利用明細の内容を確認するものとします。なお、当社が会員サイト上に表示した後 1 週間以内に本会員からの申出がない限り、利用明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、本会員の届出住所へ明細書（利用明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、本会員は、速やか</p>	<p>3. 当社は、本会員に対し、カード利用の有無にかかわらず、毎月のカード利用による支払金等の明細（以下「請求明細」といいます。）及び残高並びに当月の請求予定金額を原則支払月の当月 12 日頃に会員サイト上で表示し、本会員にその旨を本会員のメールアドレスへ通知します。本会員は、速やかに当該カードの請求明細の内容を確認するものとします。なお、当社が会員サイト上に表示した後 1 週間以内に本会員からの申出がない限り、請求明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、本会員の届出住所へ明細書（請求明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、本会員は、速やか</p>

に明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後1週間以内に本会員からの申出がない限り、当社は、本会員が明細書の内容について承認されたものとして前二項の口座振替等を行います。	に明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後1週間以内に本会員からの申出がない限り、当社は、本会員が明細書の内容について承認されたものとして前二項の口座振替等を行います。
4. 当社は、本会員から前項の利用明細又は明細書について申出を受けた場合には、速やかに申出の内容を調査するものとします。なお、調査に時間がかかる等の事由により、当月の請求金額が調整できない場合には、口座振替等が利用明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることを本会員はあらかじめ承諾するものとします。	4. 当社は、本会員から前項の請求明細又は明細書について申出を受けた場合には、速やかに申出の内容を調査するものとします。なお、調査に時間がかかる等の事由により、当月の請求金額が調整できない場合には、口座振替等が請求明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることを本会員はあらかじめ承諾するものとします。
2023年10月26日	2024年2月29日

PayPayカード（旧Yahoo! JAPANカード）会員規約

旧	新
第2条（家族会員）	第2条（家族会員）
2. 本会員は、当社が家族会員用に発行した本カード（PayPayカード（PayPay決済）（家族会員がQRコード等を提示等してクレジット決済を行うことができるサービスをいいます。）を含み、以下総称して「家族カード」といいます。）又は会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、各サービス規約（次条に定義）及びPayPayカード（PayPay決済用）会員特約に基づき、家族会員が家族カード又は会員番号を利用したことにより生じる全ての責任（家族会員以外の第三者が家族カード又は会員番号を不正利用等した場合の責任を含む。）を負うものとし、家族カードの利用分は第15条第3項に定める「利用明細」を確認するものとします。また家族会員は、当社が本会員に家族カードの利用内容・利用状況等を通知することをあらかじめ承諾するものとし、本会員は、家族会員が本会員と家族会員同一の利用可能額及び利用残高の確認ができることをあらかじめ承諾するものとします。	2. 本会員は、当社が家族会員用に発行した本カード（PayPayカード（PayPay決済）（家族会員がQRコード等を提示等してクレジット決済を行うことができるサービスをいいます。）を含み、以下総称して「家族カード」といいます。）又は会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当社に支払うものとします。その他、本会員は、各サービス規約（次条に定義）及びPayPayカード（PayPay決済用）会員特約に基づき、家族会員が家族カード又は会員番号を利用したことにより生じる全ての責任（家族会員以外の第三者が家族カード又は会員番号を不正利用等した場合の責任を含む。）を負うものとし、家族カードの利用分は第15条第3項に定める「請求明細」を確認するものとします。また家族会員は、当社が本会員に家族カードの利用内容・利用状況等を通知することをあらかじめ承諾するものとし、本会員は、家族会員が本会員と家族会員同一の利用可能額及び利用残高の確認ができることをあらかじめ承諾するものとします。
第15条（支払方法）	第15条（支払方法）
3. 当社は、本会員に対し、カード利用の有無にかかわらず、毎月のカード利用による支払金等の明細（以下「利用明細」といいます。）及び残高並び	3. 当社は、本会員に対し、カード利用の有無にかかわらず、毎月のカード利用による支払金等の明細（以下「請求明細」といいます。）及び残高並び

<p>に当月の請求予定金額を原則支払月の当月 12 日頃に会員サイト上で表示し、本会員にその旨を本会員のメールアドレスへ通知します。本会員は、速やかに当該カードの利用明細の内容を確認するものとします。なお、当社が会員サイト上に表示した後 1 週間以内に本会員からの申出がない限り、利用明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、本会員の届出住所へ明細書（利用明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、本会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後 1 週間以内に本会員からの申出がない限り、当社は、本会員が明細書の内容について承認されたものとして前二項の口座振替等を行います。</p>	<p>に当月の請求予定金額を原則支払月の当月 12 日頃に会員サイト上で表示し、本会員にその旨を本会員のメールアドレスへ通知します。本会員は、速やかに当該カードの請求明細の内容を確認するものとします。なお、当社が会員サイト上に表示した後 1 週間以内に本会員からの申出がない限り、請求明細の内容について承認されたものとします。ただし、当社は、法令で発行が必要とされている場合等一定の場合には、本会員の届出住所へ明細書（請求明細や残高等を記載した「ご利用代金請求明細書」をいいます。）を郵送します。この場合、本会員は、速やかに明細書の内容を確認するものとし、明細書発行後 1 週間以内に本会員からの申出がない限り、当社は、本会員が明細書の内容について承認されたものとして前二項の口座振替等を行います。</p>
<p>4. 当社は、本会員から前項の利用明細又は明細書について申出を受けた場合には、速やかに申出の内容を調査するものとします。なお、調査に時間がかかる等の事由により、当月の請求金額が調整できない場合には、口座振替等が利用明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることを本会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>4. 当社は、本会員から前項の請求明細又は明細書について申出を受けた場合には、速やかに申出の内容を調査するものとします。なお、調査に時間がかかる等の事由により、当月の請求金額が調整できない場合には、口座振替等が請求明細又は明細書に記載の請求金額で行われる場合があることを本会員はあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>2023 年 10 月 26 日</p>	<p>2024 年 2 月 29 日</p>

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）個人情報の取扱に関する同意条項

旧	新
<p>〔コンタクトセンター〕電話番号 0570-068200 (9:30-17:30)</p>	<p>〔コンタクトセンター〕電話番号 0570-028181 (9:30-17:30)</p>
<p>2023 年 8 月 1 日</p>	<p>2024 年 2 月 29 日</p>

PayPay カード（旧 Yahoo! JAPAN カード）WEB 明細利用規定

旧	新
<p>第 5 条（ご利用代金明細の通知方法）</p>	<p>第 5 条（ご利用代金請求明細書の通知方法）</p>
<p>1. 当社は、会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛にご利用代金明細の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に会員サイト内、ショート・メッセージ・サービス（以下「SMS」といいます。）又は電子メール（以下「請求確定案内メール」といいます。）等の電磁的方法により配信します。会員は、請求確定案内メールを受領後、パソコン</p>	<p>1. 当社は、会員が届け出た携帯電話番号又は電子メールアドレス宛にご利用代金請求明細書の作成が完了した旨を、原則として毎月 12 日以降に会員サイト内、ショート・メッセージ・サービス（以下「SMS」といいます。）又は電子メール（以下「請求確定案内通知」といいます。）等の電磁的方法により配信します。会員は、請求確定案内通知を受領後、パソコン</p>

<p>ンより会員サイトにアクセスして、「ご利用明細照会」ページ上のご利用代金明細内容を閲覧し、会員自身で当該利用明細を会員のパソコンのハードディスク等に保存するものとします。なお、スマートフォンにおいても「ご利用明細照会」ページを閲覧することはできますが、保存ができませんので、必ずパソコンで閲覧のうえハードディスク等に保存するようにしてください。また、会員は、システムメンテナンスによる本機能停止・その他の事情により「ご利用明細照会」ページによる確認ができない場合があることをあらかじめ了承するものとします。請求確定案内メールの配信後 1 週間以内に会員からの申出がない限り、「ご利用明細照会」ページの内容について異議がないものとして、口座振替を行います。</p>	<p>またはスマートフォン（以下、合わせて「通信端末機器等」といいます。）から会員サイトにアクセスする方法により、ご利用代金請求明細書の内容を閲覧し、会員自身で当該ご利用代金請求明細書を会員の通信端末機器等に保存するものとします。また、会員は、システムメンテナンスによる本機能停止・その他の事情により会員サイト内で確認ができない場合があることをあらかじめ了承するものとします。請求確定案内通知の配信後 1 週間以内に会員からの申出がない限り、ご利用代金請求明細書の内容について異議がないものとして、口座振替を行います。</p>
<p>2. 本機能利用中は、原則、当社から会員へのご利用代金明細書の郵送は停止します。ただし、ご請求額の確定時（毎月 10 日頃）において次のいずれかに該当する場合は、ご利用代金明細書を送付するものとします。</p>	<p>2. 本機能利用中は、原則、当社から会員へのご利用代金請求明細書の郵送は停止します。ただし、ご請求額の確定時（毎月 10 日頃）において次のいずれかに該当する場合は、ご利用代金請求明細書を送付するものとします。</p>
<p>2023 年 10 月 1 日</p>	<p>2024 年 2 月 29 日</p>

個人情報の取扱に関する同意条項（PayPay カード（PayPay 決済用）特約条項）（2023 年 7 月 4 日以降に同意される方向け）

旧	新
〔コンタクトセンター〕電話番号 0570-068200 (9:30-17:30)	〔コンタクトセンター〕電話番号 0570- 028181 (9:30-17:30)
2023 年 8 月 1 日	2024 年 2 月 29 日

個人情報の取扱に関する同意条項（PayPay カード（PayPay 決済用）特約条項）（2023 年 7 月 3 日以前に同意された方向け）

旧	新
〔コンタクトセンター〕電話番号 0570-068200 (9:30-17:30)	〔コンタクトセンター〕電話番号 0570- 028181 (9:30-17:30)
2023 年 8 月 1 日	2024 年 2 月 29 日